

時事新報

時事新報は全國中細面の最も廣き新聞紙

毎事新報には毎號詳細なる磨況物價の報告あ

第三千一百十一號
明治廿四年十二月十三日曜日
舊曆辛卯十一月十三日癸酉
日出午前六時四十三分
入午後二時二十七分

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價或送料廣告料は左の如し
一枚二錢一箇日前金五十錢〇三月前金
圓〇一兩年前金六錢〇月隨日休刊
〇時事新報社、直隸ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三箇ノ
送費料ヲ申受け

るは數の最も賭易（くじめ）をすればあり而して又議會の思惑（おもかげ）は如何と云ふに解散忍るゝに足らざとは今の民黨の往々聲言する所あれども仍その望み通りに解散して再度撲擧騒ぎに金を費し日餉を費し奔走に疲るゝのみにて何も益する所なきは自家の身計に於ても窮に合點する所ある可きのみあらず今之議員中には競争の劇しき間を切抜け辛ふじて撲出せられたる人も多きふとなれば假令ひ改選の時に同奥味の人物を出すとするも今日の本人が其まゝ再勧す可きや否や時としては極東あきらめある可し左れば解散す可しと云ひ解散忍るゝに足らずと云ふも其内情は何れも之を好むものに非否否あ自家の得策に非ざるを承知するものなれば時機愈々切迫して斯ワと云ふ場合に至れば亦自から顧慮の念を乞を得ず前期に於て議場の波瀾を既に創れんとするに回復したるは此邊の妙味に外ならずして其事情場合を同ふする本年の結果も亦その成行を同ふするとあらん歟、即ち一方は飽くまで其希望を達せんとし一方は到底不同意ありとて反覆討難、外相に危機正に切迫しても破裂を見んとするの恐あるが如くなれども内實は双方共に事の行掛より退くに退かれぬ場合となり頻りに當面する其中に議會中には何時しか歎派（たんぱい）と稱する如き中和說出來りて有耶無耶の間に多數を占め又政府の方に於ても多少の減額は素より覺悟の前にして實際に甚しき苦痛を感ずるにも非されば好き潮合に引揚げて一步を譲り結局は前期同様幾百萬圓位の處にて雙

實じし好に之を述説す

提出者

千葉 神太郎

賛成者　森田　宗平　外六十八名

直段分署開設分署監止の上奏案

伏て惟るに、陛下明治民情を洞察し國志を鑑測し以て政事運営して治國らるる臣等未だ實て聖德日月の如く天恩雨露の如きに感激せんばあざるなり今や地方官衙の中に於て敢て、陛下の英斷を仰がざる可ならざるものあり何よりや曰く直段分署開設分署を廢し以て其事務を市役所即役行務するの事はなり難いと直感を以て其事務を歸屬を圖り易事を行ひ役員を省くは否心政治の大本なり而して職務上於て殊に然りと爲す何れなれば人民租税の一員更に一負擔を増すあるを以てなり彼の直段分署開設分署の如きは實に國家費用の長物のみならず其不利不便を興ふものにして足らざるなりも之を市役所即役行務に移せば上は以て元氣を失して無益を節するに足り下は以て煩^トを減じて簡易に就くに至るには是れ一官邸の事務亦民情の来るがなり是の圖する所なり御審察くは陛下帝に英斷を聽へよ臣等懇懃願を頌言上奏す。

理由

國稅徵收の事務たる從事部課設所に於て取扱ひが明治二十三年勅令第十三號を以て收稅部出張所を置き同年七月一日より右事務を直段分署に移りさて收稅部出張所に移し其翌二十三年十月勅令第二百二十五號又官邸第三十八條により直段分署開設分署を設け更に右事務を取扱はめたり

蓋し直段分署開設分署の設けあるや後かに收稅事務を市役所より外調せばばこゝままでして府縣に於ける商問搜査は依然として府縣知事の部下に属する事務との近因を避け以て收稅事務の精勤を謀らざる可らず一は曰く群衆の長の人民とは其關係相互通渉せるが故に徴課上往々情實の弊を生じ而納の忠を致しむに或は國庫の損失を免れずとの二点に外ならざるが如し今や我國は國の經済上より民の財政上より而して事の實際上より直段分署の可否を鑑以て其事務を市役所に移さんと欲するに在り先づ其趣をとどめられざる所以のものを端と見て其能を以て可らざる所以のものに詮ねんます。

大れに直段分署開設分署の設けあるや後かに收稅事務を市役所より外調せばばこゝままでして府縣に於ける商問搜査は依然として府縣知事の部下に属する事務との近因を避け以て收稅事務の精勤を謀らざる可らず一は曰く群衆の長の人民とは其關係相互通渉せるが故に徴課上往々情實の弊を生じ而納の忠を致しむに或は國庫の損失を免れずとの二点に外ならざるが如し今や我國は國の經済上より民の財政上より而して事の實際上より直段分署の可否を鑑以て其事務を市役所に移さんと欲するに在り先づ其趣をとどめられざる所以のものを端と見て其能を以て可らざる所以のものに詮ねんます。

且つ所關搜査の事務は領下や若宣の行はるゝ手財産の隠匿する手今やその

稅法並それ審査部分は有かる則ち郡市役所に於て開り情^トの弊あると見定するも難くからず而して其事務の事と云ふに至ては誰も其過れりと見合へし左方に掲げる如く第一年度間は開設直後より開設後三月間を除くは不滿は三萬八千四百六十四箇間に於て實査票は二二千四百三十二箇間に於けるに一二二年度即ち直段分署より開設直後より移せば口以て改めて直段分署より開設直後より開設後三月間を除くは不滿は三萬八千四百六十四箇間に於て實査票は二二千四百三十二箇間に及び實査票の

委員撰與

右は前期の事情場合と本年の事情場合とを比較して其成行も大抵斯くの如くある可しとして漫に推測を下しながらものなれども百般の人事は兎角豫想に反するもの多しに政治上の事は變化の最も測る可らざるものにして事情切迫すれば政熱動もすれば人を狂せしめて意外なる珍事を演ずるふと少からず我輩は固より此豫想の當否を豫言するものに非されば世人幸に之を一場の時見て可なり